

第 6590 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース (2020年)令和2年 12月 24日 木曜日

発行所	三輪厚二税理士事務所 / 顧問料不要の三輪会計事務所 (編集・発行: 税理士 三輪厚二) 大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL: 06-6209-7191 WEB: https://www.zeirishi-miwa.co.jp
-----	--

♠ 決算賞与に係る社会保険料の損金算入時期

Q : 今期は新型コロナのおかげで、思わぬ利益が上がりましたことから、決算賞与を支給しようと思っています。賞与は12月に未払計上して、来期の1月10日に支払う予定ですが、この賞与に係る社会保険料は、今期の損金とすることができますでしょうか？

A : 今期の損金とすることはできません。

【解説】

法人税法上、その事業年度の損金の額に算入すべき金額は、その事業年度の販売費、一般管理費その他の費用(償却費以外の費用で当該事業年度終了の日までに債務の確定しないものを除く)の額とされています。

そして、法人が負担する社会保険料の額については、その保険料の額の計算の対象となった月の末日の属する事業年度において損金の額に算入することができることとされていますが、これは、法人が負担する社会保険料は、被保険者が月末において在職している場合には、同者に係る保険料を翌月末日までに納付することとなり、被保険者が月の途中で退職した場合には、同者の退職月に係る保険料は納付する義務はないことによるものです。

したがって、決算期末である12月末に未払計上した各使用人の決算賞与に係る社会保険料の支払債務は、その決算賞与を支払った月の末日すなわち翌年1月末日におけるその使用人の在職の事実をもって初めて確定することになりますから、その社会保険料の額について12月末において損金算入することは認められないこととなります。

【三輪厚二税理士事務所(大阪市中央区)】

